

監事の監査報告書

2021年6月7日

学校法人 関西大倉学園
理事会・評議員会 御中

学校法人 関西大倉学園

監事 清水信昭
監事 林浩志

私たちは、私立学校法第37条第4項および学校法人関西大倉学園寄付行為第15条の規定に基づき、学校法人関西大倉学園の2020年度(2020年4月1日より2021年3月31日まで)の学校法人の業務の状況及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、以下の通り報告いたします。

1 監査の方法の概要

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、また学園に赴き、学長、教頭、事務長等から業務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人と連携し計算書類について検討するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適正であり、不正の行為または法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 学校法人の財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、法令及び寄付行為に従い正しく示しているものと認めます。

以上